

保存期間：5年
(令和10事務年度末)
令和5年10月3日

第6回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

議事要旨

日時：令和5年10月3日（火）11:00~12:12
場所：Web会議
出席者：伊藤伸介座長、日置巴美委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、検討内容について説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- ・ 提供データが行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条1号及び2号の不開示情報に該当するかは、提供データの匿名加工の内容や程度により判断すべきであるが、パーソナルデータについてはかなりの匿名加工がされた粗い情報以外は不開示情報に該当するだろう。
また、匿名データを開示することにより、匿名データ提供の事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明確に整理されるのであれば、同法第5条6号の不開示情報に該当することになる。
- ・ 匿名加工した後においても実質秘に該当する可能性があるデータを提供する場合に、その提供行為が国家公務員法及び国税通則法の守秘義務に抵触するか、すなわち条文上の「秘密を漏らし」に該当するかについては、当該提供について正当な事由が存在すると言えるかどうか論点となるだろう。
- ・ 利用者が提供データを漏えいした場合には、法律の適用があるわけではないので、利用者の違反行為が国税庁との契約不履行になるか否かに尽きるだろう。

以上